山梨県人と動物の共生社会推進事業　補助事業

猫の不妊・去勢手術費用を助成します

富士川町では、山梨県猫の不妊・去勢手術助成事業補助金を活用し、猫の不妊・去勢手術費用の補助を行います。

◇対象となる猫：**飼い主のいない猫**

◇補助対象者　：町内に住所がある方で、町内に生息する飼い主のいない猫の繁殖抑制を希望する方

◇補助金交付上限額

：手術に要した実費　１匹につき不妊手術15,000円、去勢手術10,000円

※ 上記金額に＋1,000円を加算した金額を上限とします。

◇申請受付期間：**令和７年４月１日 ～令和８年１月３１日**

※予算額に達した場合、期間内でも受付を終了します。

◇申請の流れ

※必ず手術前に補助金交付申請書を提出してください。

① 希望者 － 猫の不妊・去勢手費補助金交付申請書を提出（※1）
② 町 － 猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書を送付
③ 希望者 － 動物病院にて手術を行う
④ 希望者 － 猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書を提出
（執刀医師の証明と手術費用の領収書が必要）
⑤ 町 － 猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書を送付

※1　飼い主のいない猫の場合、誤って飼い猫を捕獲してしまうトラブルを無くすため、飼い猫ではないという誓約をしていただきます

不妊・去勢された飼い主のいない猫は耳の一部をカットされ、形が桜の花びらに似ていることから「サクラ猫」と呼ばれます。

ご不明な点は、下記お問い合わせまでご連絡ください

お問い合わせ
富士川町役場町民生活課　生活環境担当
電話　０５５６－２２－７２０９